

令和6年度 花巻市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この「花巻市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の46第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の目的や理念に加え、運営に際する基本的な考え方や業務推進の指針等を明確にすることにより、効率的で円滑な業務実施に繋げることを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの目的

センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の46）です。

センターには、地域で暮らす高齢者を、地域の中で包括的及び継続的に支援していく地域包括ケア（以下「ケア」という。）を実現するための中心的な役割が求められています。

本市では、平成24年度からセンターが担う包括的支援事業の実施を花巻市社会福祉協議会へ一元委託しております。令和6年度においても、当該協議会がセンターを設置し、包括的支援事業に取り組むことから、市はその事業実施に係る方針を示し、共通認識のもと、高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまちを目指し、市と協働して効果的で効率的な事業運営に努めます。

また、市が設置する「花巻市地域包括支援センター運営協議会」は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、本市の意思決定に関与し、もって、公正かつ中立なセンターの運営を確保するものとします。（参考）

地域包括ケアを実現するために不可欠な4つの視点

1 「総合性」

高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援につなぐ視点

2 「包括性」

介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結び付ける視点

3 「継続性」

高齢者の心身の状態に変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供するため、現状での継続性のみならず、過去、現在、未来の時間軸で高齢者の生活の継続性を見る視点。

4 「予防性」

地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などをもとに、地域における将来の課題を見据えた予防的対応の視点。

Ⅲ 運営上の基本的な考え方や理念

1 「公益性」の視点

センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として公正で中立性の高い事業運営を行います。センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や公費にて賄われていることを十分理解し、適切な事業運営に努めます。

2 「地域性」の視点

センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、日常生活圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

また、地域包括支援センター運営協議会や総合相談、段階ごとの地域ケア会議等の活動を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 「協働性」の視点

センターは、配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が、それぞれの専門性を有効に発揮し、情報を共有し、相互に連携・協働する「チームアプローチ」を実践する中で、個々への相談支援や各地域が抱える地域課題の解決に対応します。

さらに、地域の保健・医療・福祉の専門職種や各種ボランティア、社会福祉協議会や警察等の公共機関、民生委員や関係者と連携を図りながら活動します。

Ⅳ 業務推進における基本指針

1 事業計画の策定と評価・改善

本市の将来推計や日常生活圏域ごとの状況、課題等は花巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画のとおりであります。センターでは、それを踏まえたセンターの基本姿勢を示すものとして、事業計画を毎年策定し、地域住民へわかりやすく周知するとともに、事業計画に基づいた事業の確実な実施に努めます。

センターの事業については、国が示す評価指標等により評価を行うとともに、花巻市地域包括支援センター運営協議会における事業の取組状況等の審議を踏まえて、必要な業務改善を行います。

また、各センターにおいては、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域で特色のある創意工夫した事業運営に努めます。

2 設置場所

センター業務の推進にあたり、地域住民や介護支援専門員、サービス事業者などの多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置します。

3 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させていくための支援であり、効果的・効率的な支援が求められていることを念頭に置き、職員一人ひとりが研修会等に積極的に参加し自己研鑽を積みながら、当事者の最善の利益を図るために業務を遂行します。

4 行政機関等との連携

センターの業務は多岐にわたり、市の関係部署や社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図るとともに、市等が主催する地域包括支援センター連絡会議や専門部会などにおいて情報を共有し、地域課題の解決等に向け行政機関との連携を図ります。

5 地域包括支援センターの機能強化

市は、高齢化の進展に伴う業務量の増加や地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等における、センターの役割に応じた職員配置を行うことにより、センターの機能強化と負担軽減に努めます。

センターは、適切な人材配置や各専門職のスキルアップ、コーディネート力の向上などの人材育成により、自ら質の向上に努めるとともに、PDCA サイクルに沿った取組により、効果的かつ効率的な運営に努めます。

花巻中央地域包括支援センターにおいては、センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援などを担う基幹的な位置づけとして所長を置き、業務運営を統括することにより、各センター間の連携強化を図り、どの地域に住む高齢者にとっても、同様に支援が受けられるように努めます。

6 地域包括ケアシステム構築への取組

市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自身の能力を生かし自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険制度による公的サービスのみならず、地域の様々な社会資源を有効に活用できるよう、包括的、継続的に支援する地域包括ケアシステム（以下「システム」という。）の構築を進めています。

センターは、ケアを実現していく仕組みであるシステムを構築し、かつ有効に機能させるため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が互いの専門性を生かしながらチームで活動し、介護サービス等、高齢者の状況に応じた個別支援をコーディネートするとともに、民生委員をはじめとする地域住民、医療機関、介護保険事業所等とともに地域のネットワークを構築します。

また、多職種による地域ケア会議を開催し、困難事例の解決に努めるとともに、地域課題の発見や地域づくり及び資源開発に努めます。

7 個人情報の保護

センターが有する高齢者などの情報を、業務に関係のない目的で使用したり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。

8 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るために、地域包括支援センターだよりやパンフレットなどを作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

9 苦情対応

センターに対する苦情については、その内容及び対応等を記録し市に報告するととも

に、職員間で共有し対応について協議を行い、迅速かつ適切に対応します。

10 災害対策・感染症対策の推進

近年の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の発生状況を踏まえ、日頃から高齢者に対し基本的な感染症対策の知識やコロナ禍でも出来る介護予防の取組について普及啓発に努めるとともに、職員が感染防止対策を徹底することで、業務を滞りなくかつ安全に実施します。

また、災害発生時等の緊急時においては、民生委員等各関係機関との連携が必須となるため、平時から要援護高齢者等の情報共有を行い、災害時に備えます。

V 具体的な業務

1 包括的支援事業

センターの包括的支援事業は、独立して存在しているわけではありません。それぞれ独自性を持ちながらも、重複し、かつ深く関わっていることから、個別の事業遂行に固執することなく、各事業を連動・連携させながら包括的な事業展開に努めます。

(1) 総合相談支援業務

総合相談支援業務は、センターが事業を展開するための基盤的機能を果たします。課題を抱える高齢者を発見し、センターにつなげ、適切な支援の展開を可能にする地域のネットワークの構築。高齢者の異変を感じた近隣住民からの相談をきっかけとする権利擁護、要介護高齢者への支援に困難さを感じた介護支援専門員からの相談を機に開始される包括的・継続的ケアマネジメント支援など、総合相談支援業務での活動は、センターが担うすべての業務につながっていくことを意識し、一次相談機関としての自覚を持ち、俯瞰的な視点で業務にあたります。

①実態把握

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が、身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、ネットワークを通じ、地域の高齢者の実態把握に努め、要援護者への早期対応等を図ります。

また、自立支援や介護度の重度化防止に向けた、健康づくりと介護予防の一体的な支援として、健診の受診や適切な治療を勧めるほか、各種健康教室や通いの場等への参加を促します。

②総合相談業務

関係機関との連携のもと、様々な相談に、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者を適切な支援につなげます。

支援を終結する場合は、下記に基づき、担当者個人ではなく、センターとして組織的に終結の判断を行うように確認体制を整えます。

総合相談支援における終結の目安

- (1) 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- (2) 心身の状況や介護体制が安定しており、支援の必要がないと判断された場合
- (3) 他機関に引き継ぎを行い、他機関による適切な支援が確認された場合

- (4) 転居または死亡した場合（転居した場合は、必要に応じて転居先の関係機関に引き継ぎを行う）
- (5) その他、複数の職員（職種）で検討し、終結が妥当と判断した場合

③地域ネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を把握し、保健、医療、福祉、生活支援サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎや継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、介護サービス事業所、医療機関、民生委員、日常生活支援に関わるボランティア等、地域における様々な関係者とネットワークを構築します。また、その手段の一つとして、地域の多様な関係者の参画により設置されている協議体に積極的に参加します。

(2) 権利擁護業務

①成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などのため、成年後見人制度や日常生活自立支援事業などを活用した支援を行います。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」および「花巻市高齢者虐待防止・対応マニュアル」〈改訂第3版〉（令和5年12月）に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応を行います。

③困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、地域包括支援センターの専門職が連携して対応を検討します。

④消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域の連携・協力体制を整備します。

②介護支援専門員に対する支援・指導

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行います。

また、花巻市介護支援専門員連絡協議会と連携し、介護支援専門員への情報提供や活動支援を行うほか、事例検討会、研修会を開催し、介護支援専門員の資質の向上を図るための支援を行うとともに、地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務を実施できるように介護支援専門員のネットワークの構築に努めます。

2 機能強化事業

(1) 地域ケア会議の充実

自立を阻む課題や自分自身で解決できない困難な課題を抱える事例について、多職種によ

る検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに個別の状況に合わせた個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくり、資源開発、政策形成等につなげます。

また、かかりつけ医等の医療関係者との事例検討を通して連携を図り、課題を共有し、解決に向けて共に支援します。

(2) 認知症施策の推進

センターが認知症も含め高齢者の総合相談窓口であることについて、改めて広く周知し、日々の総合相談から支援を必要とする住民の把握を行い、認知症の疑いのある者の早期発見・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等を行います。

また、認知症サポーター養成講座や認知症セミナー等を通じて、地域住民への正しい知識の普及に努めるとともに、予防と共生を両輪とした地域住民による見守り体制づくりを進めます。

さらに、認知症初期集中支援チームのチーム員として、認知症サポート医及び認知症地域支援推進員と協働し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の初期支援をかかりつけ医等の医療・介護関係者と連携しながら、包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行います。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

総合相談において把握した医療と介護の連携における課題を市や関係機関と共有し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者を一体的に支援するため、市と協働でかかりつけ医をはじめとする医療・介護の関係機関や専門職間の連携を推進し、在宅療養や ACP 等の普及啓発に努めます。

(4) 生活支援サービスの体制構築

高齢者の住み慣れた地域での生活を支える生活支援サービスの体制整備を図るため、市が設置する生活支援サービスコーディネーターや花巻市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとの連携および協働により多様なサービスの充実と活用に向けた取り組みを推進します。

3 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第115条の45条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に依じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）、住民主体による通いの場等、適切なサービスや地域資源が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うものです。

当該業務は、第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）と一体的に実施されるものであり、両事業に要する費用については、すべての総合事業として一体的に賄われるものとし、具体的なケアマネジメントの実施方法については、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日老振発0605第1号厚生労働省老健局振

興課長通知)を参考とします。

また、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとします。

介護保険制度の基本理念に基づき、自立支援や重度化防止、生活の質(QOL)の向上に資するケアマネジメントを実施するため、積極的に研修会に参加するほか事例検討等を行い個々の事例に対するアセスメント力を高め、適切な介護予防ケアマネジメント業務に努めます。

VI 法令等の遵守

センターを運営するに当たり、介護保険法他関係法令を遵守します。

VII 経理

センター事業に係る経理とほかの事業に係る経理とを明確に区別し、会計経理を行います。

VIII その他

地域支援事業の実施について

平成18年6月9日付け老発第0609001号「地域支援事業の実施について」(最終改正令和4年3月28日付け老発第0328第1号)、平成17年12月19日厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター業務マニュアル」及び平成18年10月18日老発第1018001号付け「地域包括支援センター設置運営について」(最終改正平成30年5月10日)を遵守して実施するものとします。

また、各事業の実施にあたっての実施方法及び各種様式などについては、市が別に定めることとします。

なお、「地域支援事業の実施について」、「地域包括支援センター業務マニュアル」及び「地域包括支援センター設置運営について」が改正された場合は、改正後の内容を優先するものとします。

〔参考〕花巻市地域包括支援センターの概要

1 設置目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は介護保険法に基づき、地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業（総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等）を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として平成18年度から設置しています。

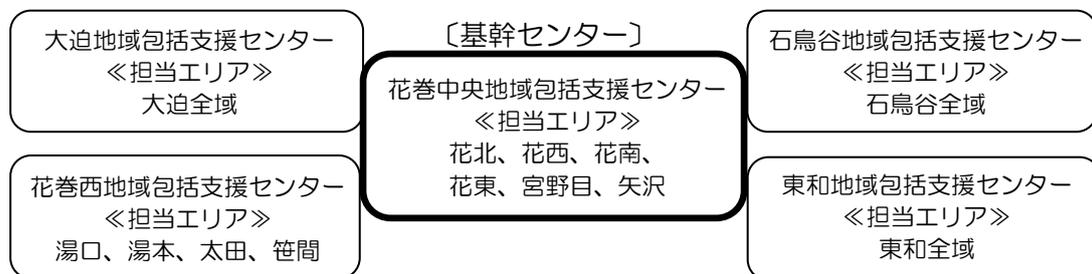
2 運営体制

当市における包括的支援事業の実施は委託方式としており、センターの設置主体は花巻市社会福祉協議会です。市はその設置の責任主体として、センターの体制整備やセンターの事業計画、収支予算や決算などセンターの運営に関する事項について確認をし、包括的支援事業の実施に係る方針を示します。（介護保険法第115条47）

3 設置体制

日常生活圏域ごとにセンターを設置します。また、花巻中央地域包括支援センターについては、基幹的な位置づけとして各センターの総合調整や後方支援を担うものとします（センターの設置場所は下記表のとおり）。

圏域	名称	住所
花巻中央地域	花巻中央地域包括支援センター	花巻町9番30号（市役所新館1階）
花巻西地域	花巻西地域包括支援センター	轟木7地割188番地1 （花巻市社会福祉協議会 西南デイサービスセンター内）
大迫地域	大迫地域包括支援センター	大迫町大迫第13地割23番地1
石鳥谷地域	石鳥谷地域包括支援センター	石鳥谷町好地第6地割10番地3
東和地域	東和地域包括支援センター	東和町安俵6区71番地



4 職員体制

専門性を備えて包括的支援事業を適切に実施するため、担当地域の高齢者人口等に応じて、各センターに専門職3職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）を配置しています。

また、専門職の機能強化及び負担軽減のため、花巻中央地域包括支援センターに事務職を

配置するとともに、業務運営の統括のため、所長を置くものとします。

【地域包括支援センター職員の人員基準】

(花巻市地域包括支援センターの設置者が順守すべき基準に関する条例：平成 27 年 4 月 1 日施行)

- ・第 1 号被保険者数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき人員は、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等それぞれ各 1 人とする。
- ・第 1 号被保険者数がおおむね 2,000 人以上 3,000 人未満ごとに置くべき人員は、保健師等 1 名のほか、社会福祉士等、主任介護支援専門員等のいずれか 1 人とする。

【令和 6 年度包括支援センター職員配置予定一覧】

・地域包括支援センター

令和 5 年度()

		花巻中央	花巻西	大迫	石鳥谷	東和	計(人)
高齢者人口(R5.9末現在)		14,446 (14,541)	7,067 (7,099)	2,157 (2,177)	5,035 (5,050)	3,354 (3,380)	32,059 (32,247)
所 長		1	—	—	—	—	1
専 門 職	保健師等	3	1	1	1	1	7
	社会福祉士等	3	2	1	1	1	8
	主任介護支援専門員	3	2(1)	0	1	1	7(6)
	小計(人)	9	5(4)	2	3	3	22(21)
事務員		1	—	—	—	—	1
計(人)		11	5(4)	2	3	3	24(23)
専門職 1 人当たりの高齢者数		1,605 (1,616)	1,413 (1,775)	1,079 (1,089)	1,678 (1,684)	1,118 (1,127)	1,457 (1,536)

(参考)介護予防支援事業所

職種	花巻中央	花巻西	大迫	石鳥谷	東和	計(人)
介護予防支援員 (介護予防プランナー)	6	3	1	2	2	14
計(人)	6	3	1	2	2	14

5 業務内容

センターでは、市からの委託により、下記の業務を一括して実施しています。

(1) 包括的支援事業

①総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある暮らしを継続できるよう、どのような支援が必要か把握し、地域での適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋ぐなどの支援を行います。(初期段階での相談対応および継続的・専門的な相談支援、その実施にあたって必要となるネットワークの構築、地域高齢者の実態把握など)

②権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある暮らしを継続できるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。(成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用など)

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域での連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

(2) 機能強化事業

①地域ケア会議の充実

個々に対する支援の充実とそれを支える地域の連携・協働の体制づくり等により、個別の課題から整理された地域課題、さらには市全体の課題の解決に向け、各種地域ケア会議を推進します。

②認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の疑いのある方の早期発見・対応、適切なサービス利用や家族支援を行います。また、認知症地域支援推進員と協働しながら、予防と共生を両輪とし、認知症の正しい知識の普及や医療と介護の連携強化、地域における支援体制づくりを目指します。

③在宅医療・介護連携の推進

総合相談において把握した医療と介護の連携における課題を市や関係機関と共有し、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、市と協働で医療機関と介護サービス事業所などの関係者の連携を推進します。

④生活支援サービスの体制構築

高齢者の住み慣れた地域での生活を支える生活支援サービスの体制整備を図るため、市が設置する生活支援サービスコーディネーターや花巻市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとの連携および協働により多様なサービスの充実と活用に向けた取り組みを推進します。

(3) 第1号介護予防支援事業

総合事業における介護予防ケアマネジメントとして実施します。介護予防および日常生活支援を目的として、要支援者等の状態にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。